

実践研修に関するQ&A

質 問		回 答
問1	他県からの申込は可能ですか。	山形県外の事業所に勤務または勤務予定の方の申込は受け付けておりません。
問2	受付は先着順でしょうか。	先着順ではありません。定員を超える申込数があった場合、申込締切後、選考により受講決定を行います。
問3	令和8年度資格の有効期限でしたが、受講要件を満たさない等により今年度更新研修を受講できませんでした。この場合、今年度実践研修の受講はできますか。	今年度の受講はできません。
問4	サービス管理責任者研修を修了した者は、児童発達管理責任者として業務に従事することができますか。	児童発達支援管理責任者として従事するのに必要な実務経験があれば可能です。 児童発達支援管理責任者はサービス管理責任者と実務要件が異なるため確認が必要となります。 また、事業所に配置するサービス管理責任者等に変更が生じた際は、県に届出が必要です。ただし、山形市に住所を有する事業所については、山形市への届出となります。
問5	平成30年度以前にサービス管理責任者研修(児童発達支援管理責任者研修)を修了しているのですが、相談支援従事者研修(初任者研修又は特別研修)を修了していない場合どうすればサービス管理責任者等として従事することができますか。	実務経験を満たした上で、実践研修を受講する必要があります。実践研修を受講するには相談支援従事者研修修了後、実践研修開始前5年間に2年以上の実務経験が必要です。
問6	OJT6ヶ月の要件について、自身は該当しますか。	配置予定の事業所の指定権者にお問い合わせください。
問7	電子申込を完了した後に、「申込内容」の入力誤りに気がつきました。修正することはできますか。	「申込内容の確認方法・申込内容の修正」に修正方法があります。
問8	採用内定者について、研修を申し込むことはできますか。	できます。その旨、備考欄に入力してください。
問9	過去に受講した研修の修了証書を紛失しました。再発行してもらえるのでしょうか。	修了証書の再発行は行っておりません。 研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には、山形県障がい福祉課(023-630-2148)にお問い合わせください。研修修了者であることが確認できた場合、「修了証明書」の発行手続きの御案内いたします。なお、手続きに3週間程日数を要しますので紛失等ないよう管理をお願いいたします。